議案第27号

平成24年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成24年2月23日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

平成24年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数

62,200戸

(2)年間総排水量

19,700,000立方メートル

(3)一日平均排水量

5 3 , 9 7 3 立方メートル

(4)主要な建設改良事業の概要

汚水管渠整備事業

775,736千円

雨水管渠整備事業

47,019千円

一般下水道管渠改良事業

22,176千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益

2,759,504千円

第1項 営業 収益

1,944,110千円

第2項 営業外収益

6 1 5 , 3 9 4 千円

第3項 特 別 利 益

200,000千円

支 出

第1款 下水道事業費用

2 , 7 1 5 , 4 5 3 千円

第1項 営業費用

2,165,710千円

第2項 営業外費用

5 4 4 , 3 1 0 千円

第3項 特 別 損 失

4,433千円

第4項 予 備 費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,143,786千円は、当年度分消費税資本的収支調整額38,507千円、過年度分損益勘定留保資金 233,652千円及び当年度分損益勘定留保資金871,627千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 資本的収入

1,072,761千円

第1項企業債

755,300千円

第2項 他 会 計 負 担 金

118,659千円

第3項 国 庫 補 助 金

159,000千円

第4項 工事負担金及び分担金

30,892千円

第5項 寄 附 金

8,910千円

支 出

第1款 資本的支出

2,216,547千円

第1項建設改良費

1,241,143千円

第2項 固定資産購入費

6 2 5 千円

第3項 企業債償還金

973,779千円

第 4 項 予 備 費

1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			借入先の融通条件による。ただし、
下水道整備事業費	681,000	普通貸借又は	4 . 0 %以内	財政の都合により据置期間を短縮
		証 券 発 行		し、若しくは繰上償還し、又は低利
				に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	74,300	同 上	同 上	同 上
計	755,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費290,007千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用 する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、220,769千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,760千円と定める。